

中期計画の変更について

1. 改正の趣旨

- (1) 我が国の医薬品の承認審査については、欧米諸国に比べて時間がかかるとの指摘があり、欧米で既に承認されている有効な医薬品が我が国で使えない(いわゆる「ドラッグラグ」)等の問題が生じている。
- (2) 当機構においては、平成16年4月の発足以降、審査体制の充実に努めてきたところであるが、審査人員は欧米と比較してなお脆弱であり、当機構における審査業務の増加、科学技術の進展に伴う承認審査業務の高度化への対応のため、審査体制の更なる充実強化が求められている。
- (3) また、総合科学技術会議の意見具申「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について」(平成18年12月25日)においても、当機構の治験相談や承認審査の遅延を解消するため、審査人員をおおむね3年間で倍増するとの提言がなされている。
- (4) こうした状況を踏まえ、厚生労働省から平成19年3月29日付けで中期目標の変更指示を受け、当機構においては、当該変更指示の内容に対応する形で、以下の項目について、中期計画の変更案を作成し、平成19年3月30日付けで、厚生労働省から中期計画の変更認可を受けたところである。

2. 改正項目

- 業務運営の効率化に伴う経費節減等
- 承認審査の迅速化
 - ・ 審査の基本的な考え方の明確化
 - ・ 治験相談段階から有効性及び安全性に関する評価を行う仕組みの導入
 - ・ 国際共同治験を推進するためのガイダンスの整備
 - ・ プロジェクトマネジメントの導入
 - ・ 新医薬品に係る治験相談の処理能力の向上
 - ・ 新たな研修プログラムの整備
- 人事に関する事項

(参考)

中期計画対比表

下線部分が変更部分である。

旧	新
第1 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置 (2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等 ア 不断の業務改善及び効率的運営に努めるとともに、給与水準の見直し等による人件費の抑制や調達コストの縮減等により、一般管理費(退職手当を除く。)に係る中期計画予算は、中期目標期間の終了時において以下の節減額を見込んだものとする。 平成15年度と比べて15%程度の額 法律改正や制度の見直し等に伴い平成16年度から発生する一般管理費については、平成16年度と比べて12%程度の額 改正薬事法が平成17年度に施行されることに伴い発生する一般管理費については、平成17年度と比べて9%程度の額	第1 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置 (2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等 ア 不断の業務改善及び効率的運営に努めるとともに、給与水準の見直し等による人件費の抑制や調達コストの縮減等により、一般管理費(退職手当を除く。)に係る中期計画予算は、中期目標期間の終了時において以下の節減額を見込んだものとする。 平成15年度と比べて15%程度の額 法律改正や制度の見直し等に伴い平成16年度から発生する一般管理費については、平成16年度と比べて12%程度の額 改正薬事法が平成17年度に施行されることに伴い発生する一般管理費については、平成17年度と比べて9%程度の額 <u>総合科学技術会議の意見具申「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について」(平成18年12月25日。以下「総合科学技術会議の意見具申」という。)に基づき、承認審査の迅速化に取り組むことに伴い平成19年度から発生する一般管理費については、平成19年度と比べて3%程度の額</u>
イ 電子化の推進等の業務の効率化を図ることにより、事業費(給付関係経費及び事業創設等に伴い発生する単年度経費を除く。)に係る中期計画予算については、中期目標期間の終了時において以下のとおり節減額を見込んだものとする。 平成15年度と比べて5%程度の額 法律改正や制度の見直し等に伴い平成16年度から発生する事業費については、平成16年度と比べて4%程度の額 改正薬事法が平成17年度に施行されることに伴い発生する事業費	イ 電子化の推進等の業務の効率化を図ることにより、事業費(給付関係経費及び事業創設等に伴い発生する単年度経費を除く。)に係る中期計画予算については、中期目標期間の終了時において以下のとおり節減額を見込んだものとする。 平成15年度と比べて5%程度の額 法律改正や制度の見直し等に伴い平成16年度から発生する事業費については、平成16年度と比べて4%程度の額 改正薬事法が平成17年度に施行されることに伴い発生する事業費

については、平成１７年度と比べて３％程度の額	については、平成１７年度と比べて３％程度の額 <u>総合科学技術会議の意見具申に基づき、承認審査の迅速化に取り組むことに伴い平成１９年度から発生する事業費については、平成１９年度と比べて１％程度の額</u>
エ 「行政改革の重要方針」(平成１７年１２月２４日閣議決定)を踏まえ、効率的運営に努め、中期目標 第２(２)エに基づく取組を始める期初の人件費から、平成１８年度以降の５年間に於いて、５％以上の削減を行う。当該中期目標期間の最終年度までの間においても、３％以上の削減を行う。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを行う。 「中期目標 第２(２)エに基づく取組を始める期初の人件費」とは、<u>３４６人</u>×１７年度一人当たりの人件費	エ 「行政改革の重要方針」(平成１７年１２月２４日閣議決定)を踏まえ、効率的運営に努め、中期目標 第２(２)エに基づく取組を始める期初の人件費から、平成１８年度以降の５年間に於いて、５％以上の削減を行う。当該中期目標期間の最終年度までの間においても、３％以上の削減を行う。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを行う。 「中期目標 第２(２)エに基づく取組を始める期初の人件費」とは、<u>５８２人</u>×１７年度一人当たりの人件費。<u>ただし、当該目標期間の最終年度までの間においては、４８４人</u>×１７年度一人当たり人件費。
第２ 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置 ２ 審査等業務及び安全対策業務 審査等業務及び安全対策業務については、国民が、国際的水準にある医薬品・医療機器を安心して用いることができるよう、よりよい医薬品・医療機器をより早く安全に医療現場に届けるとともに、医薬品・医療機器が適正に使用されることを確保し、保健衛生上の危害発生の防止、発生時の的確・迅速な対応を行い、医薬品・医療機器がその使命をより長期にわたって果たすことができるよう、相談・審査と市販後安全対策の体制を強化するとともに、これらを有機的に連携させるため、以下の措置をとることとする。	第２ 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置 ２ 審査等業務及び安全対策業務 審査等業務及び安全対策業務については、国民が、国際的水準にある医薬品・医療機器を安心して用いることができるよう、よりよい医薬品・医療機器をより早く安全に医療現場に届けるとともに、医薬品・医療機器が適正に使用されることを確保し、保健衛生上の危害発生の防止、発生時の的確・迅速な対応を行い、医薬品・医療機器がその使命をより長期にわたって果たすことができるよう、相談・審査と市販後安全対策の体制を強化するとともに、これらを有機的に連携させるため、以下の措置をとることとする。 <u>また、総合科学技術会議の意見具申に基づき、承認審査の迅速化に取り組むこととする。</u>
(１) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化に係る目標を達成するためにとるべき措置 ア・国民や医療関係者のニーズを把握するため、学会や医療関係者等と	(１) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化に係る目標を達成するためにとるべき措置 ア・国民や医療関係者のニーズを把握するため、学会や医療関係者等と

の対話を実施するとともに、ニーズ調査を実施する。 ・ 治験相談及び審査の内容の整合性を図るため、治験相談及び審査を同一チームで実施し、審査の迅速化を図る。	の対話を実施するとともに、ニーズ調査を実施する。 ・ 治験相談及び審査の内容の整合性を図るため、治験相談及び審査を同一チームで実施し、審査の迅速化を図る。 ・ <u>審査の透明化及び効率化を促進するため、平成１９年度に審査の基本的な考え方を明確化する。</u> ・ <u>治験相談、審査及び安全対策業務の連携をさらに強化し、治験相談段階から有効性及び安全性に関する評価を行う仕組みを平成２１年度から導入するためのガイダンスを平成２０年度中に整備する。</u>
ウ・ＩＣＨにおいて日米ＥＵが合意した審査データの作成基準などの国際的な基準その他国際基準との整合性・調和を推進する。 ・ 業務改善においては、中期目標期間を通じて、国際的な動向を踏まえ、総審査期間についても毎年度確認しつつ、審査品目の滞留を抑制し、効率的な審査体制とする。	ウ・ＩＣＨにおいて日米ＥＵが合意した審査データの作成基準などの国際的な基準その他国際基準との整合性・調和を推進する。 ・ <u>国際共同治験の実施を推進するため、試験デザインなどに関するガイダンスを平成１９年度中に整備する。</u> ・ 業務改善においては、中期目標期間を通じて、国際的な動向を踏まえ、総審査期間についても毎年度確認しつつ、審査品目の滞留を抑制し、効率的な審査体制とする。 ・ <u>平成２０年度から、新医薬品の審査チームごとに進行管理を的確に行うため、プロジェクトマネジメントを導入する。</u>
エ・優先治験相談制度を創設し、優先相談、事前申請資料確認等を実施し、承認申請までに指導を提供する機会を増加させる。 ・ 治験相談の申し込みから対面相談までの期間や優先治験相談の第１回目対面までの期間等を短縮し、治験相談の手続きの迅速化を図る。	エ・優先治験相談制度を創設し、優先相談、事前申請資料確認等を実施し、承認申請までに指導を提供する機会を増加させる。 ・ 治験相談の申し込みから対面相談までの期間や優先治験相談の第１回目対面までの期間等を短縮し、治験相談の手続きの迅速化を図る。 <u>特に、新医薬品については、平成２０年度に年間約４２０件の処理能力を確保するとともに、治験相談の申し込みから対面相談までの期間を２か月程度に短縮する。</u>
（２）審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に係る目標を達成するためにとるべき措置 ア・審査等業務及び安全対策業務の質の向上を図るため、業務等の目標に応じて系統的に研修の機会を提供し、職員の技能の向上を図る。 ・ また、職員の専門性を維持するため、短期間で異なる分野の業務に異動しない等の配慮を行う。 ・ 適切な知見を有する外部の専門家を活用する。 ・ 審査の質的向上を図る体制を構築するため、審査等業務及び安全対	（２）審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に係る目標を達成するためにとるべき措置 ア・審査等業務及び安全対策業務の質の向上を図るため、業務等の目標に応じて系統的に研修の機会を提供する<u>ための新たな研修プログラムを平成１９年度中に整備し</u>、職員の技能の向上を図る。 ・ また、職員の専門性を維持するため、短期間で異なる分野の業務に異動しない等の配慮を行う。 ・ 適切な知見を有する外部の専門家を活用する。 ・ 審査の質的向上を図る体制を構築するため、審査等業務及び安全対

策業務に関する情報を集約するとともに、これら業務を円滑に行うための情報支援システムを平成１８年度までに構築する。 ・審査等業務及び安全対策業務に関し、中期目標期間を通じ、欧米の規制当局との連携の強化を図るのみならず、治験が実施されているアジア諸国の規制当局との連携も推進する。	策業務に関する情報を集約するとともに、これら業務を円滑に行うための情報支援システムを平成１８年度までに構築する。 ・審査等業務及び安全対策業務に関し、中期目標期間を通じ、欧米の規制当局との連携の強化を図るのみならず、治験が実施されているアジア諸国の規制当局との連携も推進する。
第３ 予算、収支計画及び資金計画 １ 予算 <u>別紙１</u>のとおり ２ 収支計画 <u>別紙２</u>のとおり ３ 資金計画 <u>別紙３</u>のとおり	第３ 予算、収支計画及び資金計画 １ 予算 <u>別紙１</u>のとおり ２ 収支計画 <u>別紙２</u>のとおり ３ 資金計画 <u>別紙３</u>のとおり
第７ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成１６年厚生労働省令第５５号）第４条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。 （１）人事に関する事項 イ・医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理規則（平成１１年厚生省令第１６号）に関する調査（ＧＭＰ調査）の海外における実施など平成１７年度の改正薬事法の円滑な施行を確保するため、公募を中心に専門性の高い有能な人材を採用する。なお、採用に当たっては、本機構の中立性等に十分、配慮することとする。 人事に係る指標 期末の常勤職員数は、期初の<u>１０９％</u>を上限とする。 （参考１） 期初の常勤職員数 <u>３１７人</u>	第７ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成１６年厚生労働省令第５５号）第４条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。 （１）人事に関する事項 イ・医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理規則（平成１１年厚生省令第１６号）に関する調査（ＧＭＰ調査）の海外における実施など平成１７年度の改正薬事法の円滑な施行を確保するとともに、<u>総合科学技術会議の意見具申を踏まえた審査部門の常勤職員の増員を行うため</u>、公募を中心に専門性の高い有能な人材を採用する。なお、採用に当たっては、本機構の中立性等に十分、配慮することとする。 人事に係る指標 期末の常勤職員数は、期初の<u>１５２．７％</u>を上限とする。 （参考１） 期初の常勤職員数 <u>３１７人</u> <u>平成１７年度の改正薬事法の円滑な施行を確保するために増員した常勤職員数</u> <u>４０人</u> <u>平成１７年度研究開発振興業務の移行に伴い減員した常勤職員数</u> <u>１１人</u>

期末の常勤職員数 <u>346</u>人（上限） （参考2） 中期目標期間中の人件費総額 <u>14,062</u>百万円（見込） ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、 職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費 用である。	総合科学技術会議の意見具申を踏まえて平成21年度 までに増員する予定の236人のうち、当該中期目標 期間に増員する審査部門の常勤職員数 <u>138</u>人 期末の常勤職員数 <u>484</u>人（上限） （平成21年度末の常勤職員数 <u>582</u>人（上限）） （参考2） 中期目標期間中の人件費総額 <u>15,705</u>百万円（見込） ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、 職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用 である。
---	---

旧							新						
予 算							予 算						
別紙 1							別紙 1						
中期計画(平成16年度～平成20年度)の予算							中期計画(平成16年度～平成20年度)の予算						
(単位:百万円)							(単位:百万円)						
区 分	金 額						区 分	金 額					
	副作用救済勘定	感染救済勘定	審査等勘定	受託・貸付勘定	受託給付勘定	計		副作用救済勘定	感染救済勘定	審査等勘定	受託・貸付勘定	受託給付勘定	計
収 入							収 入						
運営費交付金			3,543			3,543	運営費交付金			3,554			3,554
国庫補助金収入	989	98				1,087	国庫補助金収入	989	98				1,087
受託業務収入			12	8,931	3,692	12,635	受託業務収入			7	8,931	3,692	12,630
拋出金収入	14,478	2,391	4,662			21,531	拋出金収入	14,478	2,391	4,662			21,531
手数料収入			33,166			33,166	手数料収入			34,244			34,244
業務外収入	1,278	56	239	1	1	1,575	業務外収入	1,278	56	257	1	1	1,593
運用収入	1,260	55	0	0	0	1,315	運用収入	1,260	55	0	0	0	1,315
雑収入	18	1	239	1	1	260	雑収入	18	1	257	1	1	278
計	16,746	2,544	41,623	8,932	3,693	73,538	計	16,746	2,544	42,724	8,932	3,693	74,639
支 出							支 出						
業務経費	8,247	468	16,759	8,655	3,495	37,624	業務経費	8,247	468	16,247	8,655	3,495	37,112
一般管理費	674	62	9,262	84	49	10,131	一般管理費	674	62	10,262	84	49	11,131
人件費	1,342	131	14,503	193	148	16,317	人件費	1,342	131	15,753	193	148	17,567
計	10,263	660	40,524	8,932	3,693	64,072	計	10,263	660	42,262	8,932	3,693	65,810
〔注記〕							〔注記〕						
計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。							計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。						

旧							新						
収支計画							収支計画						
別紙2							別紙2						
中期計画(平成16年度～平成20年度)の収支計画							中期計画(平成16年度～平成20年度)の収支計画						
(単位:百万円)							(単位:百万円)						
区分	金額						区分	金額					
	副作用救済勘定	感染救済勘定	審査等勘定	受託・貸付勘定	受託給付勘定	計		副作用救済勘定	感染救済勘定	審査等勘定	受託・貸付勘定	受託給付勘定	計
費用の部	80,394	1,965	<u>38,523</u>	8,932	3,693	<u>133,507</u>	費用の部	80,394	1,965	<u>39,947</u>	8,932	3,693	<u>134,931</u>
経常費用	80,394	1,965	<u>38,523</u>	8,932	3,693	<u>133,507</u>	経常費用	80,394	1,965	<u>39,947</u>	8,932	3,693	<u>134,931</u>
救済給付金	7,488	266				7,754	救済給付金	7,488	266				7,754
保健福祉事業費	83					83	保健福祉事業費	83					83
審査等事業費			<u>11,581</u>			<u>11,581</u>	審査等事業費			<u>10,289</u>			<u>10,289</u>
安全対策事業費			3,242			3,242	安全対策事業費			3,242			3,242
健康管理手当等給付金				8,594		8,594	健康管理手当等給付金				8,594		8,594
特別手当等給付金					1,417	1,417	特別手当等給付金					1,417	1,417
調査研究事業費					1,983	1,983	調査研究事業費					1,983	1,983
一般管理費	1,451	257	<u>9,233</u>	150	144	<u>11,235</u>	一般管理費	1,451	257	<u>10,039</u>	150	144	<u>12,041</u>
人件費	1,231	131	<u>14,376</u>	187	146	<u>16,071</u>	人件費	1,231	131	<u>15,631</u>	187	146	<u>17,326</u>
減価償却費	14		<u>86</u>	0	0	<u>100</u>	減価償却費	14		<u>741</u>	0	0	<u>755</u>
責任準備金繰入	70,116	1,305				71,421	責任準備金繰入	70,116	1,305				71,421
事業外費用	8	4	5			17	事業外費用	8	4	5			17
収益の部	83,436	3,406	<u>38,537</u>	8,932	3,693	<u>138,004</u>	収益の部	83,436	3,406	<u>39,810</u>	8,932	3,693	<u>139,277</u>
経常収益	83,436	3,406	<u>38,537</u>	8,932	3,693	<u>138,004</u>	経常収益	83,436	3,406	<u>39,810</u>	8,932	3,693	<u>139,277</u>
抛出彩収入	14,478	2,391	4,662			21,531	抛出彩収入	14,478	2,391	4,662			21,531
国庫補助金収入	989	98				1,087	国庫補助金収入	989	98				1,087
手数料収入			<u>30,077</u>			<u>30,077</u>	手数料収入			<u>31,155</u>			<u>31,155</u>
受託業務収入			<u>12</u>	8,931	3,692	<u>12,635</u>	受託業務収入			<u>7</u>	8,931	3,692	<u>12,630</u>
資産見返補助金戻入	5		<u>7</u>			<u>12</u>	資産見返補助金戻入	5		<u>4</u>			<u>9</u>
資産見返運営費交付金戻入			<u>1</u>			<u>1</u>	資産見返運営費交付金戻入			<u>85</u>			<u>85</u>
運営費交付金収益			<u>3,538</u>			<u>3,538</u>	運営費交付金収益			<u>3,679</u>			<u>3,679</u>
責任準備金戻入	66,598	862				67,460	責任準備金戻入	66,598	862				67,460
事業外収益	1,365	56	<u>240</u>	1	1	<u>1,663</u>	事業外収益	1,365	56	<u>218</u>	1	1	<u>1,641</u>
純利益(純損失)	3,042	1,441	<u>15</u>	0	0	<u>4,498</u>	純利益(純損失)	3,042	1,441	<u>136</u>	0	0	<u>4,347</u>
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0
総利益(総損失)	3,042	1,441	<u>15</u>	0	0	<u>4,498</u>	総利益(総損失)	3,042	1,441	<u>136</u>	0	0	<u>4,347</u>
[注記1]							[注記1]						
審査等勘定の運営費交付金で措置している業務に係る職員の退職手当については、運営費交付金を財源とするものと想定している。但し、法附則第8条第2項の規定でいう、在職期間に相当する退職手当として運営費交付金で措置された金額を除くものとする。							審査等勘定の運営費交付金で措置している業務に係る職員の退職手当については、運営費交付金を財源とするものと想定している。但し、法附則第8条第2項の規定でいう、在職期間に相当する退職手当として運営費交付金で措置された金額を除くものとする。						
[注記2]							[注記2]						
計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。							計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。						

旧							新						
資金計画 別紙 3 中期計画(平成16年度～平成20年度)の資金計画 (単位:百万円)							資金計画 別紙 3 中期計画(平成16年度～平成20年度)の資金計画 (単位:百万円)						
区分	金額						区分	金額					
	副作用救済勘定	感染救済勘定	審査等勘定	受託・貸付勘定	受託給付勘定	計		副作用救済勘定	感染救済勘定	審査等勘定	受託・貸付勘定	受託給付勘定	計
資金支出							資金支出						
業務活動による支出	10,152	659	40,472	8,926	3,692	63,901	業務活動による支出	10,152	659	42,449	8,926	3,692	65,878
救済給付金	7,488	266				7,754	救済給付金	7,488	266				7,754
保健福祉事業費	83					83	保健福祉事業費	83					83
業務経費			16,754			16,754	業務経費			16,656			16,656
健康管理手当等給付金				8,594		8,594	健康管理手当等給付金				8,594		8,594
特別手当等給付金					1,417	1,417	特別手当等給付金					1,417	1,417
調査研究事業費					1,983	1,983	調査研究事業費					1,983	1,983
一般管理費	1,340	257	9,262	144	143	11,146	一般管理費	1,340	257	10,289	144	143	12,173
人件費	1,231	131	14,451	187	146	16,146	人件費	1,231	131	15,499	187	146	17,194
還付金	4	4				8	還付金	4	4				8
雑支出	3		5			8	雑支出	3		5			8
投資活動による支出	5,869					5,869	投資活動による支出	5,869					5,869
財務活動による支出	18		51	1	1	71	財務活動による支出	18		33	1	1	53
次期中期計画の期間への繰越金	26,251	5,612	9,639	227	732	42,461	次期中期計画の期間への繰越金	26,251	5,612	10,110	227	732	42,932
計	42,292	6,272	50,163	9,156	4,424	112,307	計	42,292	6,272	52,592	9,156	4,424	114,736
資金収入							資金収入						
業務活動による収入	15,485	2,489	41,623	8,932	3,693	72,222	業務活動による収入	15,485	2,489	42,832	8,932	3,693	73,431
拠出金収入	14,478	2,391	4,662			21,531	拠出金収入	14,478	2,391	4,662			21,531
運営費交付金収入			3,543			3,543	運営費交付金収入			3,554			3,554
国庫補助金収入	989	98				1,087	国庫補助金収入	989	98				1,087
手数料収入			33,166			33,166	手数料収入			34,352			34,352
受託業務収入			12	8,931	3,692	12,635	受託業務収入			7	8,931	3,692	12,630
雑収入	18	1	239	1	1	260	雑収入	18	1	257	1	1	278
投資活動による収入	1,259	55				1,314	投資活動による収入	1,259	55				1,314
財務活動による収入	4,934		51	1	1	4,987	財務活動による収入	4,934		33	1	1	4,969
中期計画期間中の期首繰越金	20,612	3,728	8,489	222	730	33,781	中期計画期間中の期首繰越金	20,612	3,728	9,727	222	730	35,019
計	42,292	6,272	50,163	9,156	4,424	112,307	計	42,292	6,272	52,592	9,156	4,424	114,736
【注記】 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。							【注記】 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。						